

平成28年度明るい選挙出前授業実施要領

1 目的

近年、各種選挙における投票率は低下しており、特に30代前半までの投票率は全体に比べて非常に低い状況となっている。

そこで、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を対象に選挙出前授業を実施し、選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、若い世代の政治参加を促すきっかけとすることを目的とする。

2 実施主体

山梨県選挙管理委員会、山梨県明るい選挙推進協議会

(協力：関係市町村選挙管理委員会、関係市町村明るい選挙推進協議会、山梨県教育委員会、市町村教育委員会、実施校)

3 実施時期

平成28年10月から平成29年3月までの間

4 実施方法

実施校の総合的な学習や言語活動の充実、社会科目の授業等の一環として、正規の授業時間の中で1時限から2時限程度で実施する。

なお、実施対象規模は、学級・学年・学校のいずれの単位でも可能とし、実施対象学年についても特に問わない。

5 実施校選定

(1) 小学校及び中学校

県内の小学校及び中学校を対象に、実施希望校5校程度を市町村選挙管理委員会、市町村明るい選挙推進協議会及び市町村教育委員会を通じて募集する。

応募にあたっては、別紙「平成28年度明るい選挙出前授業実施希望校申込書」により、市町村選挙管理委員会を通じて山梨県選挙管理委員会あてに申し込むこととする。

なお、予定数を上回る希望があった場合には、山梨県教育委員会からの助言等を参考に、時期・地域性等を考慮して、山梨県選挙管理委員会において実施校を選定する。

(2) 高等学校

県内の高等学校を対象に実施希望校5校程度を山梨県教育委員会を通じて募集する。

応募にあたっては、別紙「平成28年度明るい選挙出前授業実施希望校申込書」により、山梨県教育委員会を通じて山梨県選挙管理委員会宛に申し込むこととする。

6 実施内容

実施内容については次の(1)から(3)を参考に実施校と調整の上、決定する。

なお、選挙出前授業とは、選挙管理委員会の職員や明るい選挙推進協議会の推進

委員が、学校から正規の授業時間を提供してもらい、講師となって選挙に関する講義やクイズ、模擬投票などを行うものである。

(1) 選挙講座

選挙の基本原則、主な選挙制度、選挙権の歴史や投票率の現状などについて講義する。なお、教材としては、映像資料等を使用する。

(2) 選挙クイズ

児童・生徒に対して、選挙制度の基礎知識、投開票の方法に関する豆知識などをクイズ形式で出題する。クイズ形式で実施することにより、講師の一方通行にならずに児童・生徒の授業への関心を高めることが期待できる。

(3) 模擬投票

学校の課題等をテーマに、模擬投票を行う。投票用紙、投票箱、投票記載台、投票用紙交付機等を市町村選挙管理委員会から貸し出してもらい、実際の投票所のように配置された環境の中で、児童・生徒は、実際の選挙と同じ手順で投票を体験する。

また、児童会及び生徒会の役員選挙は民主主義の実践を学ぶ貴重な機会である。そうした機会を活用し、実際の選挙で使用する本物の投票箱等を利用することを通じて、選挙の意義や重要性を理解してもらう。

なお、模擬投票の実施例としては、児童会及び生徒会の役員選挙だけでなく、実際の市町村選挙と同じような政策的な事柄を題材として取り扱うことも可能である。例えば、「企業の県外移転に伴う空き地利用」等である。その他、最終学年の児童・生徒を対象に、「学校生活最後の給食を何にするか」等の現実の話題とすることも可能である。

※ 模擬投票の一例

- ・「児童会及び生徒会の役員選挙の活用」
- ・「企業の県外移転に伴う空き地利用」
- ・「学校生活最後の給食」

7 事務分担

(1) 山梨県選挙管理委員会及び山梨県明るい選挙推進協議会

出前授業の企画・運営、説明資料の作成・提供等

(2) 関係市町村選管及び関係市町村明るい選挙推進協議会

模擬投票で使用する投票箱等の貸与、出前授業の運営補助等

(3) 山梨県教育委員会

実施校の選定に関する協力等

(4) 市町村教育委員会及び実施校

実施場所の提供、会場設営、出前授業の企画・運営等